

生駒市選挙管理委員会告示第9号

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月10日

生駒市選挙管理委員会委員長 新田 博司

生駒市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

生駒市選挙管理委員会規程（昭和48年7月生駒市選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

「委員長印

第21条中

生駒市選挙管理委員会委員長之印

縦横21mm

を

「委員長印

生駒市選挙管理委員会委員長之印

縦横21mm

を

委員長印  
(電子公印専用)

生駒市選挙管理委員会委員長之印

縦横21mm

に改め、同

条に次の1項を加える。

- 2 前項の「電子公印」とは、電子計算機に記録された公印の印影又はこれを縮小した印影を打ち出したものをいう。

附 則

この告示は、令和6年7月10日から施行する。